

さとうたくみ

昨年事務局をお引き受けして、いまだ満足な働きもできずに新年を迎えてしまいました。昨年最も嬉しかったのは、多くの会員の皆様にお会いできたこと、遠くの会員からお便りを頂いたこと、また遠い先祖の地を尋ねて来られた方々にお逢いできたことなどです。

我が家の家宝や伝承など、どのような些細な事柄でもお知らせ下されば幸甚に存じます。



藤岡氏と岡城八百年祭

八代郡の佐伯氏

十月三十日、熊本県八代郡から葭岡境氏が訪れた。

葭岡氏の旧姓は「佐伯」で、本家の墓地には左三巴の家紋を頂いた立派な墓があり、安政五年、佐伯安兵衛と刻まれている。当家は江戸時代には庄屋職を勤め、明治になって戸長を拝命した家柄で、故事によると八代佐伯氏の元祖は、豊後の国の浪人佐伯勘解由その人で、葭岡氏は同家の家紋と佐伯勘解由の名を手がかりに、先祖の地を尋ねて来られたのである。

その後、詳しい資料（八代郡誌の写し）と写真が送られてきたので紹介して見よう。

○ 光林寺

南種山村字杉の本にあり、天正九年正月十五日、豊後国佐伯勘解由、当国に來りて剃髮して当寺の開基となる。野津村勝専坊の末寺なりと云ふ。明治十年の役兵災にかけ、明治十三年再建。

事業家 佐伯恵八

佐伯氏は相良氏の家臣なり。天正九年主家没落の後、宮地村に浪居し代々宮地村の庄屋となる。第十代を恵八といふ。文政年間古閑出、貝洲、海士江等の新地築造せるゝや、同地の庄屋を拜命し四百町新地の検地調方用掛を兼務し之れが調査をなし、其地位等級を査定し、百八拾三町歩の新田小割の上、百姓に公平に引渡したり、而して天保四年より同六年に至る三年間に開墾を終へたりと雖も、大牟田口、新牟田口及水無川尻三ヶ所の筋川水害を被むること甚しきに因り、大に治水の法を講し井樋、土橋等の工事及水害除等の方法を立てたるを以て百姓其堵に安し、此より四ヶ年目にして仮上納をなさしむるに至れり。如此精密に整理せしを以て其勤功に依り一領一疋に昇進せり。爾来百有余年千丁村大字古閑出、八千把村大字海士江、文政村大字貝洲等良田美穀豊穰なるは実に同人の功績なりといふべし。

○種山村

戸長 佐伯 督、岡村 中、藤木静治、

村長 中村哲三、押方亀記、佐藤敬信、高橋新三、

葭岡氏は佐伯勤解由について、大永七年の榊牟礼合戦において佐伯惟治に随従した家臣・佐伯勤解由ではないかと期待しておられたが、大永七年と天正九年とは五十四年の隔たりがあり、むしろ天正六年の日向耳川の合戦における敗残兵と考えるのが妥当であろう。

それにしても、どういう縁故を頼って八代郡まで落ち延びたものか、当地の領主相良氏も天正九年に島津の軍門に降り、その先鋒となって阿蘇家の甲斐親直と戦い、命運尽きたのである。

その後、帰農した佐伯一族は新田の開墾に力を注ぎ、村の発展に寄与している。彼等の事蹟は郷土の我々にとっても興味深く、誇り高く思えるのである。



(写真より写す)

臼杵市望月の疋田氏

十一月十八日 臼杵の疋田公平氏より手紙来る。

先日送付した「佐伯史談一四六号」の返礼に加えて、当
家に伝わる疋田氏系図の中から、佐伯の疋田氏に関わる
部分を抜き書きしたもので、次のような興味深い文面が
添えられていた。

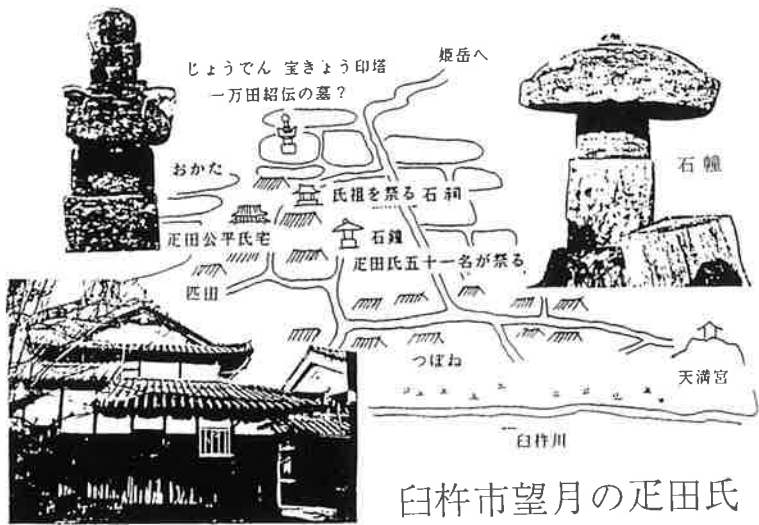
三男

疋田神供良源勝政

妻大野郡烏屋城一万田河内守娘

佐伯海部郡堅田郷の宝王山と申す処に大友陸奥守
従四位下待従源朝臣親著公の御代鎌倉正八幡宮を
宝王山九州探題の御鎮守軍神として勧請奉敬す。
政所の神主として御定め之れ有り此節親著公御自
筆御判之れ有るの御奉書を以って海部郡中神主頭
として仰せ出され神三千町の御供料、名字は本國
疋田を名乗る可く名は市守と付す可き旨、嚴命を
蒙り奉れば、此神供郎勝政本家重宝申切丸の太刀
一腰を持ち佐伯海部郡塩泊（塩月？）に居住す。





白杵市望月の正田氏

以上であるが、そのまま解釈すると、大友親善の時代（一四二〇年頃）に堅田の宝王山に九州探題の鎮守軍神として鎌倉正八幡宮を勧請し、正田氏が神主頭として任命されて汐月に居住することとなった訳である。

ここで、宝王山の鎌倉正八幡宮とは堅田郷の宗社城八幡社ではないだろうか。また九州探題を拜命したのは大友宗麟の時代で、塩月に居住した正田神九郎は義統の時代の人物である。もうひとつの疑問は、堅田の正田氏は平朝臣を称し、方や源姓としている点である。

十二月二十七日、こうした疑問を解くために、もう少し詳しい資料を求めて白杵市望月の正田公平氏宅へ出かけることにした。

望月は有名な深田石仏の隣の集落で、小高い丘陵地のどかな農村のたたずまいを見せている。背後には姫岳・鎮南山の山陵を控えて、姫岳へはここから登るのが近いそうだ。正田公平氏宅は明治十年に普請された格式の高い民家であるが、その構えは農家と言うよりは郷士の館のイメージが強い。

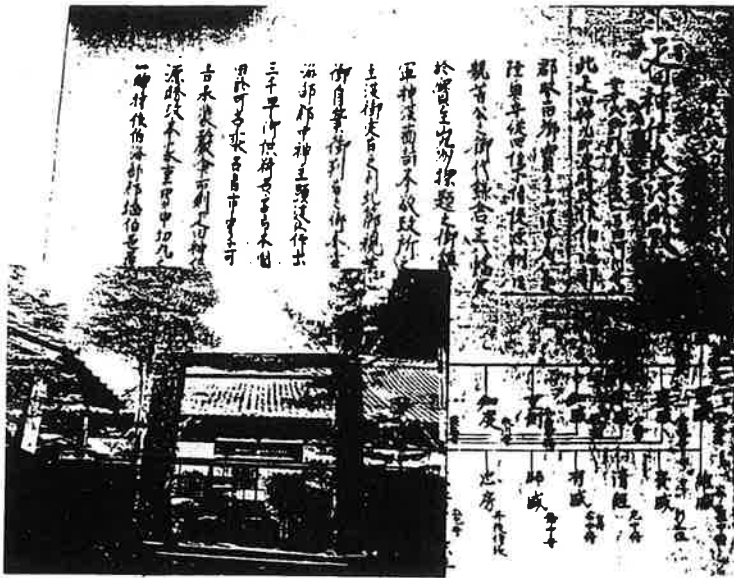
先ず、当家に伝わる系図と古文書等巻物に収めたものを拜見した。系図は二葉あって、ひとつは平姓疋田氏系図で、もうひとつは源姓系図である。これは系図師の作爲によって如何ようにも組み立てられる訳で、実証できる部分がどれほどあるかによって、その系図の信ぴょう性が問われる訳である。

当家には、疋田家の氏祖として祭る古い位牌が有り、戒名は福寿院……居士と刻まれている。系図上では次の人物とされている。

疋田隼人之亮源輝勝

永享二（一四三〇）九月晦日 享年六十五才逝去
大友家に元祖因縁之れ有るに付、大友十一代？陸奥守
從四位下待從源朝臣親著の御代招きに依り応永二十
七年（一四二〇）豊後に移り則府内に居住す。

系図では、百年の空白を越えて一気に享祿四年（一五三二）逝去の疋田大内蔵源勝重に達する。氏祖福寿院の善題を弔う福寿寺（臼杵市井村）を開山したのはこの頃のこととされている。



臼杵市井村 福寿寺

天正年間、足田主水之亮大友御馬前にて討死、嫡子左京之亮は望月に浪人し土民となる。次男右京之亮は野津郷松尾城に別家、三男神九郎は堅田汐月に居住した。

ここで、大分県史料に掲載されている塩月の神主足田泉氏が所蔵していた文書を紹介します。

《足田文書》 足田泉氏所蔵

① 「但シ此分火難の節そんす」

今度高岩検使高山隼人佐登城之段申付候

然者彼替之方、可被馳走事肝要候日限等之事

先番衆可被申談候趣不可有油断候、恐々謹言

十一月廿日

義統 花押

足田隼人佐殿

② (大友義統感状)

今度祈念之儀申付候処、別而励精誠

辛勞之儀令悦喜候、依任和泉守候、

可得其意候、恐々謹言

卯月三日

義統

足田神九郎殿

この文書によって、足田神九郎の実在と大友氏との関係が証明され、戦国の動乱の後に、彼が神職を携えて堅田の塩月に寄留し、堅田足田氏の基を築いたと考えてよいのではあるまいか。

尚、①の文書と同一のものが、足田公平氏宅に現存している。ついでに享保五年(一七二〇)足田不欠は水害を防ぐため、臼杵川に堤防を築いた。これを不欠堤と呼び、望月の入口に大きな石碑が立てられている。



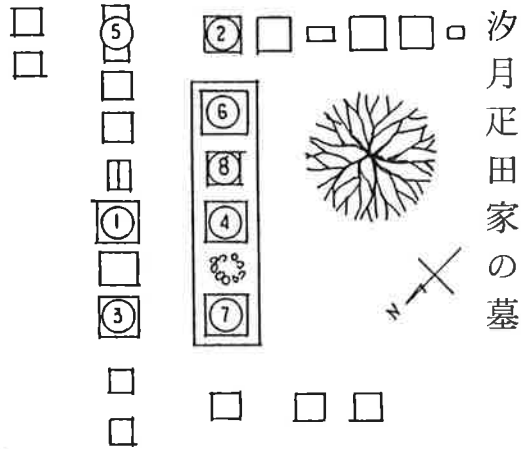
大友義統の書状



大因幡守義方の書状



正田長門守 平盛道の墓



正田社家墓地配置図

汐月正田家の墓

- | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|---|---|
| <p>⑧ 社司正田毅命靈
明治四十三年六月六日
(一九一〇)</p> | <p>⑦ 社掌正田種夫命靈
明治三十六年十一月四日
(一九〇三)</p> | <p>⑥ 従五位正田伊予守 平盛永靈
安政二年二月四日
(一八五五)</p> | <p>⑤ 正田主税 平盛之
天保十五年十月二十四日
(一八四四)</p> | <p>④ 正田長門守 平盛道
天保十二年正月二十九日
(一八四一)</p> | <p>③ 法令官正田和泉守 平盛征靈
正田家九代目
文化十二年三月十四日
(一八一五)</p> | <p>② 円道了相居士位 平盛令
安永七年四月初八日
(一七七八)</p> | <p>① 真翁守岳居士 平盛成
享保十八年七月十七日
(一七三三)</p> |
|--|--|--|--|---|---|---|---|